

申合せ第1号

熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度(KDS)についての申合せを次のように定める。

令和4年12月26日

学生委員会承認

熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度(KDS)についての申合せ

1. 給付対象者について

- (1) 熊本大学大学院博士課程奨学金給付制度(KDS)実施要領(以下「実施要領」という。)第2ただし書き第1号に定める「本人の責に帰することのできない事由」とは、「熊本大学授業料免除者選考に関する取扱要領」第2条第2号ロに準じるものとする。
- (2) 実施要領第2ただし書第4号に定める「研究活動に専念可能な安定的な収入」の目安額は、240万円/年とする。
- (3) 実施要領第2ただし書き第1号から第4号までに該当しないことの確認は、申請書のチェック項目による自己申告とし、証拠書類の提出は求めない。

2. 給付人数について

- (1) 支援対象者数を算出する場合に「研究活動に専念可能な安定的な収入を得ている学生」として減じる数は、5月1日現在における在学者のうち学籍情報により社会人学生と登録されている学生の75%とする。

附 記

この申合せは、令和4年12月26日から施行する。